

- ②応募のあった意見を検討した上、反映すべき意見は採用する。
- ③不採用意見については、理由を付して報告書と併せて公開する。

2. 原子力に関する情報公開の充実

原子力開発利用に当たっては、情報を公開することが原則であることを改めて認識し、情報公開を一層推進する。

(1) 原子力委員会の専門部会等の公開

当委員会の専門部会等の会議を原則として全て公開とする。ただし、核不拡散、核物質防護、外交交渉に関する事項を扱う等個別の事情により非公開とするか否かについては、各専門部会等が判断する。

(2) 情報公開請求への対応体制の整備

原子力情報に関する公開請求に対して、迅速かつ適切に対応するため、関係行政機関と連携を図りつつ、体制整備を行う。

また、インターネットを活用して、議事録、会議資料等を速やかに提供する。

なお、核不拡散、核物質防護、財産権の保護、外交交渉に関する事項等慎重に取り扱わざるをえない情報については、その理由を示すこととする。また、政府部内における情報公開法の検討状況については、今後とも注視し、適切な対応を図っていく。